

漁業法（昭和27年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、徳島県漁業調整規則（昭和40年2月10日徳島県規則第5号）第3条第1項第14号に掲げるたこつば漁業につき、徳島県漁業調整規則第10条第1項に基づき、制限措置並びに申請期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	たこつば漁業	操業区域1	周年	許可証に記載されている推進機関の数以内	許可証に記載されている船舶の総トン数以内	<u>1</u>	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年5月1日から同年6月1日まで

別記 操業区域

- 1 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びへを順次に結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域のうち徳島県海域。

ただし、たこ漁業の漁業権漁場区域を除く。

イ 徳島県鳴門市瀬戸町島田思崎の鼻

ロ イと兵庫県南あわじ市丸山崎とを結んだ直線と、ハと徳島県鳴門市鳴門町大毛島孫崎とを結んだ直線との交点

ハ 鳴門海峡中瀬高ばえ東端と香川県小豆郡金ヶ崎とを結んだ直線と、兵庫県南あわじ市丸山崎と香川県東かがわ市通念島とを結んだ直線との交点

ニ ホと香川県小豆郡金ヶ崎とを結んだ直線と兵庫県南あわじ市丸山崎と香川県東かがわ市通念島とを結んだ直線との交点

ホ 徳島県鳴門市瀬戸町北泊通称黒岩

へ 徳島県鳴門市瀬戸町瀬の肩の鼻